

二輪車交通事故防止強化月間 暴走族追放強化月間

令和6年 神奈川県実施要綱

期 間

令和6年6月1日（土）～6月30日（日）

目 的

多発する二輪車の交通事故を防止するため、二輪運転者の交通安全意識を高める運動を県民総ぐるみで展開するとともに、暴走族（四輪を含む）追放気運を醸成して暴走族加入防止と離脱の促進を図ります。

スローガン

運転に ゆとり やさしさ 思いやり
暴走は しない させない ゆるさない！

重 点

- 1 二輪車の安全利用促進
- 2 暴走族の追放

運動の重点に関する主な推進事項

～二輪車の安全利用促進～

- ヘルメットの正しい着用及び二輪車用プロテクターやエアバッグジャケット着用による被害軽減効果に関する広報啓発の推進
- 幅広い世代に対する交通安全教育の推進
- 夜間走行時における、反射材の効果的活用推進
- 特定小型原動機付自転車の交通ルール周知及び遵守徹底の呼びかけ
- 特定小型原動機付自転車販売業者などと連携した広報啓発の推進

～暴走族の追放～

- 暴走族を許さない社会環境づくりの推進
- 「神奈川県暴走族などの追放の促進に関する条例」の周知
- 各種機関・団体と連携した暴走族への加入防止及び離脱の促進

推進要領（関係機関など）

神奈川県交通安全対策協議会構成機関・団体が共通して推進する事項

- 運動の重点に関する主な推進事項に基づき、地域の実態に即した交通安全活動を積極的に推進します。
- 関係機関・団体の職員などに、この運動についての周知を図ります。
- 各種会議、行事を通じて、この運動の趣旨を積極的に周知するとともに、広報紙（誌）・機関紙（誌）を発行するときは、交通安全意識の醸成と暴走族の追放を図る記事を掲載します。

交通安全協会など交通関係団体及び地域関係団体の推進する事項

- キャンペーン、イベントの開催やSNSなどにより、地域住民に対する交通安全意識と暴走族追放気運の醸成を図ります。
- 二輪車運転講習などの交通安全教育への積極的な参加を呼びかけます。
- 暴走族や不正改造車両を見かけたら警察に通報するなどの活動を推進します。

教育機関・団体の推進する事項

- 「みんなの交通安全教育推進運動『スタートかながわ』」の理念を踏まえ、関係機関・団体と連携して、事例や教材などを活用した効果的な交通安全指導の充実を図ります。
- 暴走族の反社会性や暴走の危険性・迷惑性などについて指導するとともに、「暴走族に入らない、見に行かない」などの具体的な指導を行います。

道路管理者・鉄道事業者及び自動車など関係機関の推進する事項

- 二輪車事故を防止するための交通安全施設などの整備を図ります。
- 道路施設が暴走族の集結・走行に使用されないよう道路環境の整備を図ります。
- 道路情報板、駅広報、車内広報などを活用して、この運動の周知と交通安全の啓発を推進します。
- 街頭車両検査を実施し、不正改造などの根絶を図ります。

警察の推進する事項

- 重大事故に直結する危険性・悪質性の高い運転などの指導取締りを強化します。
- 二輪車交通安全講習を積極的に推進します。
- 暴走族の取締まりを強化するとともに、関係機関と連携して加入防止・離脱促進など、暴走族追放のための施策を強力に推進します。

県・市・区・町・村の推進する事項

- 地域の交通事故実態に即した交通安全運動の推進計画などを策定し、関係機関・団体との連携した運動を推進します。
- 各種メディアを活用して、運動の周知と広報啓発を推進します。

県民の取り組み事項

家 庭

～二輪車の交通事故の防止～

- 家族が出かける際には、交通事故に遭わないよう交通安全の「ひとこえ」をかけましょう。
- 事故を起こしたときの責任の重大さなどについて、家族で話し合いましょう。

～暴走族の追放～

- 親子の「対話」の機会を多く持ち、暴走行為の危険性・迷惑性を繰り返し話し合いましょう。

職 場

～二輪車の交通事故の防止～

- 社内の広報媒体を活用して交通ルールを守る意識を高めましょう。
- 事業や通勤で二輪車を利用する場合、ヘルメットの正しい着用や二輪車用プロテクター・エアバッグジャケット着用による被害軽減効果を指導教養しましょう。

～暴走族の追放～

- 不正改造や暴走行為を許さない環境づくりをしましょう。

地 域

～二輪車の交通事故の防止～

- 各種会合・キャンペーンなどの機会に無謀運転の防止を呼びかけましょう。
- 地域ぐるみで交通安全の「ひとこえ」をかけ合いましょう。

～暴走族の追放～

- 暴走族が集まっていたり、暴走行為を見かけたら110番通報しましょう。
- 家庭・地域や関係機関・団体と連携し、暴走族に加入させない、暴走行為をさせない取り組みを実施しましょう。

暴走族に関する相談窓口

県警察では、若年層向けに暴走族加入防止教室を実施しています。暴走族の反社会性・危険性・迷惑性を訴え、暴走族に加入しないように指導しています。

Tel 045-211-0174

暴走族加入防止・脱退



神奈川県警察
暴走族相談員

暴走族加入防止教室の申込み

平日
8:30～17:15

お知らせ

神奈川県交通安全対策協議会事務局
神奈川県 暮らし安全防災局 暮らし安全部 暮らし安全交通課
電話番号 045-210-1111(代)
～ 神奈川県暮らし安全交通課公式ホームページ ～



～ 神奈川県暮らし安全交通課公式X（旧 Twitter）

